【 改 正 後 全 文 】
医 政 発 0731 第 2 号
令 和 5 年 7 月 31 日
最終改正　医 政 発 0331 第 83 号
令 和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

医療法人に関する情報の調査及び分析等について

令和５年５月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和５年法律第 31 号。以下「改正法」という。)により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和５年８月１日から施行されることとなった。また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 100 号）が公布されたところである。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留意すべき点等を下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

なお、改正法の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うほか、改正法第９条（公布後３年以内に施行）による改正後の法において、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析を行う者に対して医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理した情報を提供する仕組みを導入することとしており、詳細については別途通知する。

記

第１　制度の趣旨

我が国では、高齢者人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差などの課題が存在する。また、新興感染症拡大時等の緊急時に迅速な医療提供体制の確保に必要な支援等を実施するためには、平時から医療機関の経営

状況を把握することが重要である。こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとする。

第２　制度の内容

Ⅰ　医療法人による報告について

１　報告を求める医療法人について（法第 69 条の２第２項関係）

原則として、全ての医療法人が毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所（以下「病院等」という。）ごとの収益及び費用等の情報（以下「経営情報等」という。）をその主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に報告しなければならないこと。

ただし、医療法人が、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条第１項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告の対象外となることに留意すること。なお、医療法人が本要件に該当し報告の必要がない場合には、都道府県知事は、当該医療法人に対して様式３によりその旨の報告を求めるなどの方法により把握されたい。

２　医療法人が報告する事項について（法第 69 条の２第２項関係）

１により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとすること。

①　病院に係る報告事項　様式１

②　診療所に係る報告事項　様式２

３　医療法人が報告する方法について（法第 69 条の２第２項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとすること。

①　医療法人が医療法人経営情報データベースシステム（以下「ＭＣＤＢ」という。）から２の様式をダウンロードし、これに記入した上で、ＭＣＤＢにアップロードすることにより報告する方法

②　医療法人がＭＣＤＢにおいて、Ｗｅｂ画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法

③　①又は②の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第 51 条第１項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、２の様式を郵送等により書面で提出をする方法

なお、ＭＣＤＢから様式をダウンロードする手順、様式をアップロードする手順及びＷｅｂ画面上の様式に直接情報を入力する手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、都道府県用）を参照されたいこと。

４　医療法人が報告する期限について（法第 69 条の２第２項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、当該医療法人の会計年度終了後３月以内に、行わなければならないこと。

ただし、法第 51 条第５項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている医療法人は、会計年度終了後４月以内までに報告しなければならないこととすること。

Ⅱ　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について

１　厚生労働大臣が管理するデータベース（法第 69 条の２第３項、第 69 条の３関係）

厚生労働大臣は、医療法人の経営情報等その他の情報をデータベースとして一元管理したうえで、厚生労働大臣から委託を受けた独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が、データベースを活用した分析等を行うこととする。

２　厚生労働大臣が都道府県知事へ提供を求める情報（法第 69 条の２第４項関係）

１のため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して次の情報の提供を求めることとする。

ア　事業報告書等

イ　経営情報等

ウ　その他必要な事項

３　都道府県知事による情報の提供方法（法第 69 条の２第４項、第５項関係）

都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア　ＭＣＤＢ

医療法人がＭＣＤＢへのアップロード又はＷｅｂ画面上の様式への情報入力により報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ　書面の提出

医療法人が書面により報告を行った場合には、都道府県知事は当該報告を受けた情報（写し）を、事業報告書等（写し）とともに厚生労働省が毎年度指定する宛先へ郵送等により提供すること。

Ⅲ　都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表について（法第69条の２第１項関係）

医療法人に係る経営情報等については、Ⅱの１のとおり、厚生労働大臣がデータベースを一元管理することとした上で、主たる事務所の所在する都道府県と同一の区域内に当該医療法人の開設する病院等の全てが所在するとは限らないことを踏まえ、厚生労働省又は機構（以下「厚生労働省等」という。）において各都道府県の区域内に所在する病院等の情報を毎年度一定時期に分析し、これを都道府県知事に提供することとすること。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況等について医療法人から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等より提供する情報を活用されたいこと。

Ⅳ　経営情報等の取扱いについて

経営情報等には、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要があり、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではない。

このことを踏まえ、都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意すること。

別紙（法第69条の２第２項の規定による報告事項）
※は、任意記載の項目（科目）とする。

１　病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報

（1）医療法人を表す番号
①　医療法人整理番号　法第44条第１項の規定により設立認可された医療法人に付された番号
②　法人番号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項の規定により法人に指定された番号

（2）医療機関を表す番号
①　病床・外来管理番号　法第30条の13の病床機能報告対象病院等又は法第30条の18の２の外来機能報告対象病院等に付された番号
②　医療機関コード　健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第１項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付された番号
（注）保険医療機関として指定されていない病院等においては、記載不要であること。

（3）病院等の名称、所在地等
①　法人の名称
②　病院等の名称
③　役員の人数
④　職員の人数
⑤　病院等の所在地
⑥　会計期間
⑦　消費税の経理方式
⑧　診療所においては主たる診療科

２　病院等の収益及び費用の内容

（1）病院の収益及び費用の科目
①　医業収益
ア　入院診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
イ　室料差額収益
ウ　外来診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
エ　その他の医業収益
保健予防活動収益※、運営費補助金収益

②　医業費用

ア　材料費

医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費

イ　給与費

役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、
法定福利費

ウ　委託費

給食委託費

エ　設備関係費

減価償却費、器機賃借料

オ　研究研修費

カ　経費

水道光熱費

キ　控除対象外消費税等負担額

ク　本部費配賦額

③　医業利益（又は医業損失）

④　医業外収益

ア　受取利息及び配当金※

イ　運営費補助金収益

ウ　施設設備補助金収益

⑤　医業外費用

ア　支払利息※

⑥　経常利益（又は経常損失）

⑦　臨時収益

ア　運営費補助金収益

イ　施設設備補助金収益

⑧　臨時費用

⑨　税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）

⑩　法人税、住民税及び事業税負担額※

⑪　当期純利益又は、当期純損失

（2）診療所の収益及び費用の科目

①　医業収益

ア　入院診療収益

保険診療収益※、公害等診療収益※、室料差額収益※、
その他の診療収益※

イ　外来診療収益

保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※

ウ　その他の医業収益

保健予防活動収益※、運営費補助金収益

②　医業費用

ア　材料費

医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費

イ　給与費

役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費

ウ　委託費

給食委託費※

エ　減価償却費

オ　器機賃借料

カ　その他の医業費用

水道光熱費、控除対象外消費税等負担額、本部費配賦額※

③　医業利益（又は医業損失）

④　医業外収益

ア　受取利息及び配当金※

イ　運営費補助金収益

ウ　施設設備補助金収益

⑤　医業外費用

ア　支払利息※

⑥　経常利益（又は経常損失）

⑦　臨時収益※

ア　運営費補助金収益

イ　施設設備補助金収益

⑧　臨時費用※

⑨　税引前当期純利益又は、税引前当期純損失

⑩　法人税、住民税及び事業税負担額※

⑪　当期純利益（又は当期純損失）

3　病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

職種別の給与総額及びその人数に係る職種※

・　次の職種ごとの給与総額及びその人数

＜職種＞

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

・　上記の報告に係る対象期間

様式１

経営状況に関する情報（病　院）

医療法人整理番号		
法人番号		
病床・外来管理番号		
医療機関コード		

法人名								
病院名					役員数(人)		職員数(人)	
病院所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間　（自　　至　　）

消費税の経理方式	

単位：円

	科　　目	金　額	備　考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	その他の診療収益		任意記載
01-02	室料差額収益		
01-03	外来診療収益		
01-03-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-03-2	公害等診療収益		任意記載
01-03-3	その他の診療収益		任意記載
01-04	その他の医業収益		
01-04-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		
02-04	設備関係費		
02-(04)	（うち消費税課税対象費用）		
02-04-1	うち減価償却費		
02-04-2	うち器機賃借料		
02-05	研究研修費		
02-(05)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06	経費		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-07	控除対象外消費税等負担額		
02-08	本部費配賦額		
03	医業利益（又は医業損失）		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		
07	臨時収益		
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		

※１　医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された８桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※２　任意記載科目について記載が困難な場合は、「＊」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病　院）

様式１

医療法人整理番号		
法人番号		
病床・外来管理番号		
医療機関コード		

法人名								
病院名				役員数（人）		職員数（人）		
病院所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間　（自　　至　　）

「病床機能報告」報告の有無	

単位：円

職種		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。	②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
		常勤職員				非常勤職員			給与総額			人数（人）
		給与総額			人数（人）	給与総額	人数（人）		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	
		給料	賞与	給料と賞与を区分できない場合					給料	賞与		
01	医師※											
02	歯科医師※											
03	薬剤師※											
04	看護職員											
04-01	保健師（区分できない場合「04」のみに記載）											
04-02	助産師※											
04-03	看護師※											
04-04	准看護師※											
05	その他の医療技術者等											
05-01	診療放射線技師※（区分できない場合「05」のみに記載）											
05-02	臨床工学技士※											
05-03	臨床検査技師※											
05-04	リハビリスタッフ											
05-04-1	理学療法士※（区分できない場合「05－04」のみに記載）											
05-04-2	作業療法士※											
05-04-3	視能訓練士											
05-04-4	言語聴覚士※											
05-05	歯科衛生士											
05-06	歯科技工士											
05-07	栄養士等											
05-07-1	管理栄養士※（区分できない場合「05－07」のみに記載）											
05-07-2	栄養士											
05-07-3	調理師											
05-08	社会福祉士											
05-09	精神保健福祉士											
05-10	保育士											
05-11	看護補助者※											
05-12	事務職員											
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員（区分できない場合「05－12」のみに記載）											
05-12-2	医師事務作業補助者											
05-12-3	診療情報管理士											
05-13	その他の職員											

※１　給与総額の対象期間は直近１月１日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。

※２　常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。

※３　給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。

※４　給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。

※５　賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。

※６　人数は給与総額の対象期間における７月１日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。

※７　役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。

役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。

なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「１有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「－」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。

※８　把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「＊」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式２

医療法人整理番号		
法人番号		
病床・外来管理番号		
医療機関コード		

法人名								
診療所名					役員数(人)		職員数(人)	
診療所所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間　（自　　至　　）

消費税の経理方式		主たる診療科				単位：円

	科　　目	金　額	備　考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益		任意記載
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益		任意記載
01-03	その他の医業収益		
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器機賃借料		
02-06	その他の医業費用		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		

※１　医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された８桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※２　任意記載科目について記載が困難な場合は、「＊」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式２

医療法人整理番号		
法人番号		
病床・外来管理番号		
医療機関コード		

法人名								
診療所名					役員数（人）		職員数（人）	
診療所所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間　（自　　至　　）

「病床機能報告」報告の有無	

単位：円

職種			①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。	②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
			常勤職員				非常勤職員			給与総額			人数（人）
			給与総額			人数（人）	給与総額	人数（人）		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	
			給料	賞与	給料と賞与を区分できない場合					給料	賞与		
01	医師※												
02	歯科医師※												
03	薬剤師※												
04	看護職員												
04-01	区分できない場合「04」のみに記載	保健師											
04-02		助産師※											
04-03		看護師※											
04-04		准看護師※											
05	その他の医療技術者等												
05-01	区分できない場合「05」のみに記載	診療放射線技師※											
05-02		臨床工学技士※											
05-03		臨床検査技師※											
05-04		リハビリスタッフ											
05-04-1		区分できない場合「05－04」のみに記載　理学療法士※											
05-04-2		作業療法士※											
05-04-3		視能訓練士											
05-04-4		言語聴覚士※											
05-05		歯科衛生士											
05-06		歯科技工士											
05-07		栄養士等											
05-07-1		区分できない場合「05－07」のみに記載　管理栄養士※											
05-07-2		栄養士											
05-07-3		調理師											
05-08		社会福祉士											
05-09		精神保健福祉士											
05-10		保育士											
05-11		看護補助者※											
05-12		事務職員											
05-12-1		区分できない場合「05－12」のみに記載　事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員											
05-12-2		医師事務作業補助者											
05-12-3		診療情報管理士											
05-13		その他の職員											

※１　給与総額の対象期間は直近１月１日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。

※２　常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。

※３　給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。

※４　給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。

※５　賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。

※６　人数は給与総額の対象期間における７月１日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。

※７　役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
　役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
　なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「１有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「－」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。

※８　把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「＊」を記載すること。

様式３

令和　年　月　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地

医療法人
　理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第１項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の２第２項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号						
法人番号						
病床・外来管理番号						
医療機関コード						
法人名						
病院・診療所名						
病院・診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	
会計期間	自			至		

以上

科目の内容（病院）

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益（患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益（患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液, プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目		内容
	診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフイルム、など１回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械,器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または１年内に消費するもの
	給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費		給与に係る費用
	役員報酬	病院で直接業務に従事する役員に対する報酬
	給料	病院で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
	賞与	病院で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
	賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
	退職給付費用	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
	法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費		検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
	給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
設備関係費		減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
	減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
	器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
研究研修費		研究費、研修費
経費		福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
	水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額		病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目	内容
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

科目の内容（診療所）

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益（患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益（患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液, プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目		内容
	診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフイルム、など１回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械,器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または１年内に消費するもの
	給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費		給与に係る費用
	役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
	給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
	賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
	賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
	退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
	法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費		検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
	給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費		固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
その他の医業費用		材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用 （地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額（税抜き経理の場合）、本部費配賦額（本部会計を設けた場合））
	水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
	控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目		内容
	本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）		医業利益（又は医業損失）
医業外収益		受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
	受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
	運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
	施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用		支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息		長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）		経常利益（又は経常損失）
臨時収益		固定資産売却益、その他の臨時収益
	運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
	施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用		固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額		法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の診療所の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）		当期純利益（又は当期純損失）

職種の内容

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技師の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。
臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。

職種	内容
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。
歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。
精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。
診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	その他の職員	上記に該当しない職員の合計。